2014年5月16日高崎倶楽部「新相続税法」勉強会質疑

1. （質問）生前贈与税について詳しく聞きたい

（回答）今回の改正は２種類。「相続時精算課税」「と「暦年課税の税率変更」である。前者は贈与した年の1月1日現在で、贈与者は「65歳⇒60歳以上」へ、受贈者は「2０歳以上だが贈与を受けた時に推定相続人＋孫」に拡大した。トータル２５００万円まで無税でこれを越えた分に２０％の税金が掛る。これは途中で止められないのが特徴。後者は最高税率の引上げ（４５００万円以上は５０％⇒５５％へ）これは受贈者一人当たり１１０万円/年であるが20歳以上が要件。

1. （質問）今回の改正は、庶民感覚からすると大きな増税だが国民から不満は出ないのか。

（回答）今まで段階的に上って来たが、バブルの問題があって一時据え置いてきた。消費税の導入がすんなり行き、この新相続税法も国民全体の対象者は少ないためか、反対派は少なかったためか、議論もあまりしないまま決まってしまい、来年度からの適用となる。実際に遺産相続をする段階で「かなりの増税感覚」を持つのではないかと納税者は思うだろう。

1. （質問）最近の税務署は個人の詳しい情報を持っていると感じるがどうか。

（回答）税務署は以前ペーパーによるチェックだったが、最近はＰＣ機械化されていて、端末でかなりの情報入手が出来る様になった。また、関連各省庁の連携もよくなっている。例えば、死亡後7日以内の死亡届が市町村役場に出されると、金融機関や保険関連、公的年金関連と連動して情報が行くなどかなり進んで来ている。3ケ月以内が相続放棄と限定承認、4ケ月以内が被相続人の生前の所得税の準確定申告、10ケ月以内が相続税の申告・納付であり、税務署もそのスケジュールを事前に抑えているようだ。

1. （質問）生前贈与は「相続時精算課税」「と「暦年課税」があるが子供が複数いる時好きな方を選べるのか。

（回答）子供により選択ができる。

1. （質問）財産分割した場合は、遺産相続の対象から除外されるのか

（回答）所有権が移転しているので、遺産相続税の対象には当然ならない。

1. （質問）遺言状は全て自筆の必要があるのか。パソコンで作って自筆捺印では駄目か。

（回答）遺言の執行者が遺言に書かれていた事項を執行実現するが、その遺言状は原則自筆で捺印されて物が問題を起こさないためには必要だ。複数の遺言状が出て来た場合は最新のものが有効になる。

1. （質問）司法書士の値段はどのように決まりのか

（回答）対象の不動産の時価により、係数を乗じて決めるやり方である。

1. （質問）祖父から遺言で孫に直接遺産を全部相続可能か

（回答）遺言が優先されるとしても、遺産相続対象者には相続放棄をしない場合は遺留分の相続を受ける権利がある。遺留分が侵害されている場合には「遺留分減殺請求権」の行使をすれば遺産相続できる。